

第3回定例会議事日程（第5号）

- 第 1 議案第59号 いちき串木野市基本構想の議会の議決に関する条例の制定について
- 第 2 議案第60号 いちき串木野市議会議員及びいちき串木野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第61号 いちき串木野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第62号 いちき串木野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 陳情第3号 熊本地震を教訓とし、川内原発の定期検査入りの前倒しと避難計画の見直しを求める陳情
- 第 6 陳情第4号 三反園新知事に対し、前知事に提出している3件の意見書の尊重を求める陳情
- 第 7 議案第63号 いちき串木野市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第64号 いちき串木野市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 国特予算議案第3号 平成28年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第10 介特予算議案第2号 平成28年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第11 療特予算議案第2号 平成28年度いちき串木野市療育事業特別会計補正予算（第1号）
- 第12 後特予算議案第2号 平成28年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第58号 専決処分の承認を求めることについて
- 第14 議案第65号 財産の無償譲渡について
- 第15 議案第66号 財産の無償貸付について
- 第16 簡水特予算議案第2号 平成28年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第17 公下水特予算議案第2号 平成28年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第18 漁集排特予算議案第2号 平成28年度いちき串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第19 国宿特予算議案第3号 平成28年度いちき串木野市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）

- 第 2 0 水道予算議案第 2 号 平成 2 8 年度いちき串木野市水道事業会計補正予算 (第 1 号)
 - 第 2 1 予算議案第 3 号 平成 2 8 年度いちき串木野市一般会計補正予算 (第 3 号)
 - 第 2 2 議案第 7 9 号 いちき串木野市教育委員会委員の任命について
 - 第 2 3 閉会中の継続審査について
 - 第 2 4 閉会中の継続調査について
 - 第 2 5 議員派遣について
-

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員 18名

1番	松崎幹夫君	10番	濱田尚君
2番	福田道代君	11番	東育代君
3番	田中和矢君	12番	竹之内勉君
4番	平石耕二君	13番	寺師和男君
5番	西中間義徳君	14番	下迫田良信君
6番	中村敏彦君	15番	原口政敏君
7番	大六野一美君	16番	宇都耕平君
8番	楮山四夫君	17番	福田清宏君
9番	西別府治君	18番	中里純人君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	東浩二君	主	査	石元謙吾君
補	佐	岡田錦也君	主	任	軍神卓也君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	財	政	課	長	田中和幸君			
副	市	長	中屋謙治君	市	来	支	所	長	下迫田久男君	
教	育	長	有村孝君	教	委	総	務	課	長	木下琢治君
総	務	課	長	中尾重美君	消	防	長	原	蘭	照明君
政	策	課	長	満	蘭	健	士	郎	君	

△開 議

○議長（中里純人君） これから本日の会議を開きます。

△報 告

○議長（中里純人君） まず、報告します。

さきに設置されました決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果は、委員長に下迫田良信議員、副委員長に田中和矢議員が選出されました。

次に、監査委員から報告のあった7月分の例月出納検査の結果及び監査報告第1号、並びに市長から報告のあった地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分等の報告及び平成27年度いちき串木野市健全化判断比率については、平成27年度いちき串木野市資金不足比率についての写しをお手元に配付してあります。

△日程第1～日程第21

議案第59号～予算議案第3号一括上程

○議長（中里純人君） それでは、日程第1、議案第59号から日程第21、予算議案第3号までを一括して議題といたします。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

[総務委員長濱田 尚君登壇]

○総務委員長（濱田 尚君） おはようございます。

私ども総務委員会に付託されました案件は、単行議案4件、予算議案1件、継続審査の陳情3件、新規の陳情2件の計10件であります。

去る9月13日に委員会を開催し、陳情3件を除き審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第59号いちき串木野市基本構想の議会の議決に関する条例の制定についてであります。

本案は、本市の第二次総合計画の基本構想について、地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会の議決すべき事件として条例を制定しようとするもの

であります。

説明によりますと、第1条は条例制定の趣旨について、第2条は議決事件として本市の総合計画の基本構想の策定、変更または廃止を規定することとであります。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号いちき串木野市議会議員及びいちき串木野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用の自動車の使用及びポスターの作成に要する経費に係る限度額を引き上げるため、改正しようとするものであります。

説明によりますと、自動車のリース料を500円増の1万5,800円、燃料代を210円増の7,560円、ポスター作成代を14円58銭増の525円6銭にそれぞれの限度額を算定する単価に改正しようとするものであります。また、7日間の運動期間中に係る影響額は、合計額で1人当たり6,720円が見込まれるとあります。

審査の中で、今回選挙費用の限度額を増額する必要性について質したところ、今回は平成26年4月の消費税増税の改定を踏まえた物価の変動を考慮し、全国的に限度額がアップされ、その基準に準ずるものであるとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号いちき串木野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、人事行政の運営状況の報告事項に職員の退職管理の状況を追加するため、改正しようとするものであります。

改正の主な内容は、定年後、企業などに再就職した元職員に対し、離職前5年間の職務に関する契約や処分に関する事務に関し、本市と再就職先との職務上の行為について、離職後2年間は現職員に依頼

または要求する働きかけを禁止するものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号いちき串木野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、番号法の規定に基づき、個人番号及び特定個人情報の独自利用並びに特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるため、改正しようとするものであります。

説明によりますと、これまで国の法律に規定されていた法定事務について、庁内で複数の事務に利用できるよう包括的に規定していたが、今回市民の利便性の向上と行政事務の効率化を図る観点から、市独自で個人番号及び特定個人情報を利用・提供できる事務51項目を新たに規定するものであります。

審査の中で、個人番号を庁内の事務以外でも幅広く利用することはできないかと質したところ、平成29年7月から情報提供ネットワークシステムを利用することで、住民の情報を直接内容の確認が可能となることで、住民が手続上で必要な証明書等の添付が不要となり、さらにサービスの充実が図られると考えるとの答弁であります。

本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第3号平成28年度いちき串木野市一般会計補正予算（第3号）中委員会付託分についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億2,270万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ162億44万6,000円とするほか、第2条で地方債の補正をするものであります。

それではまず、歳入の主なものについて申し上げます。

9款地方交付税は3億4,214万3,000円を追加するものであります。説明によりますと、今年度の普通交付税の交付決定額は47億399万2,000円で、臨時財政対策債の決定額は4億2,642万6,000円とのことであります。

14款県支出金の総務費県補助金は、鹿児島県地域振興推進事業費1,174万9,000円の追加であります。

説明によりますと、トイレ新設に係る観音ヶ池周辺整備事業1,246万7,000円など事業費決定に伴うものであります。

18款繰越金3億3,109万5,000円は、前年度繰越金の追加であります。

20款市債1億6,153万3,000円の追加は、区画整理事業債などを変更して追加するものであります。ちなみに、平成28年度末の市債残高の見込みは219億5,881万1,000円で、このうち交付税措置率が60.7%、また、合併特例債の活用は56億6,790万円で、活用率としては68.8%になるとのことであります。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

今回の補正では各款にわたり平成27年度給与改定及び平成28年度人事異動等に係る給与費等の調整を行っております。

2款総務費1項総務管理費5目財産管理費は、前年度実質収支額の2分の1に当たる2億2,800万円を財政調整基金に積み立てようとするものであります。

6目企画費225万9,000円は、羽島の矢倉団地への転居に伴う住宅建築補助金70万円の計上と羽島の矢倉団地と市来の小城団地に係る定住奨励金60万円及び土地購入補助金95万9,000円の計上であります。

9目企業立地対策費1,650万円は、プリマハム株式会社、株式会社アールエフ及び株式会社ヒガシマルの新規雇用者増に伴う雇用促進補助であります。

10目共生協働推進費は、上名交流センターの水道管補修に伴う修繕費140万円の追加、自治公民館が設置する安全灯の費用に対する公民館安全灯施設補助金227万4,000円の追加、自治公民館建設整備事業補助金27万3,000円の追加及びまちづくり計画事業補助金460万5,000円の追加であります。

次に、第2条地方債の補正についてであります。

地方債は、公的賃貸住宅整備事業債の追加と合併特例事業債等の限度額を変更し、起債の借入限度額を20億2,702万6,000円としようとするものであります。

本案は、付託分について全会一致で原案のとおり

可決すべきものと決しました。

次に、平成28年第2回定例会で付託され、継続審査となっております陳情第3号と本定例会に付託されました陳情第4号についての審査結果を御報告いたします。

まず、陳情第3号熊本地震を教訓とし、川内原発の定期検査入りの前倒しと避難計画の見直しを求める陳情についてであります。本委員会においては、閉会中も審査を続けてまいりました。

本案は、いちき串木野市住吉町134番地、避難計画を考える緊急署名の会、川内原発30キロ圏住民ネットワークいちき串木野、高木章次氏から提出されたもので、その趣旨は、熊本地震を受け、川内原発の定期検査入りの前倒しと避難計画の見直し及び免震重要棟に関する説明会等の開催、原発の運転停止指示と原子力災害対策指針の見直し、市議会に対し原子力特別委員会の設置を求め、九州電力には要望書、鹿児島県と規制委員会に対して意見書の提出を求めるというものであります。

これまでの審査の中では、熊本地震の発生を踏まえ、川内原発の定期検査前に何が起こるかかわらない状況にあり、市民の不安も絶えないことから、原発を一旦とめて点検すべきである。また、避難計画は県全体にかかわる問題であることから、放射線に対する予測も含めて避難計画の見直しを県に求めるべきであると述べられる一方で、陳情の1番から3番の項目についての内容は採決できると思うが、4番の本市議会に原子力特別委員会の設置を求めることについては、総務委員会だけでなく他の議員の意見も聞く必要があることから引き続き検討するという意見が述べられ、結果、継続審査としてまいりました。

9月13日の審査の中では、熊本地震の発生以来約2,000回以上の地震が今も続いている。そのような中、九州電力は10月に定期検査の実施を言っているが、市民の不安を除くため一日も早い点検が望まれる。そこで、立入検査を前倒しする必要があることから、この陳情は採択すべきと述べられる一方で、原発の定期検査及び避難計画等については、三反園新知事は行動されて前進しており、陳情者の願意は

果たされていると思う。また、原子力規制委員会に対し原発の運転停止指示や原子力災害対策指針の見直しについては本市議会の権限外である。また、本市議会における原子力特別委員会の設置については、議員全員協議会で協議した結果、閉会中の審査でも対応できるという大半の意見を踏まえ、この陳情は不採択にすべきという意見が述べられ、陳情第3号については採決の結果、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

次に、陳情第4号三反園新知事に対し前知事に提出している3件の意見書の尊重を求める陳情についてであります。

本件は、いちき串木野市住吉町134番地、避難計画を考える緊急署名の会、川内原発30キロ圏住民ネットワークいちき串木野、高木章次氏ほか1名から提出されたもので、その趣旨は、三反園新知事に対し、これまで本市議会で議決して鹿児島県知事に提出してある3件の意見書の尊重を求めるというものであります。

審査の中で、市民からの要求を踏まえ、いろいろな形で前知事に提出した3件の意見書は十分に反映されてはいないと感じる。これからの原発に絡む問題であり、新知事に対してもこれまでの意見書を提出してきた経緯を尊重し、重要な意見書として取り扱う必要があると述べられる一方で、これまで提出した意見書の内容は、現時点では状況も変わっている内容もある。同じ内容の意見書を県知事に対し尊重を求めることは理解しがたい。また、提出された鹿児島県は本市議会の意思を尊重し、誠意を持って措置されると思われる。また、知事がかわっても意見書の効力がなくなることは考えられないことから、この陳情は不採択が望ましいという意見が述べられ、陳情第4号については採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

以上で、総務委員会で付託されました案件について陳情3件を除き、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（中里純人君） これから、総務委員長長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○3番（田中和矢君） 総務委員長の報告を聞きまして、何点かお尋ねしたいことがあります。

特に陳情第4号、これは陳情者は2名と。何々氏ほか1名ということですが、この陳情書には特に具体的に言いますと、陳情第4号三反園新知事に対し前知事に提出している3件の意見書の尊重を求める陳情というところですけども、陳情者は1人ないしはほか1名となっておりますが、その裏には、なかなかこういう陳情書とかいうものに賛同して署名して、なおかつ書類として提出することは相当な市民には勇気が要ることなんです。

この陳情書には45名の賛同者の署名が書かれて提出されておりますが、総務委員会での審査の中でこのリストは添付されて総務委員の皆さんの目に触れているかどうかをお尋ねします。

○総務委員長（濱田 尚君） 今、田中議員が言われたのは陳情第5号のことだと思います。ですから、そこは訂正をしていただきたいと思います。

○3番（田中和矢君） 陳情第5号で、それは継続審査というふうになったのでしょうか。（「さっき言ったじゃない」と言う声あり）

じゃあ、こういった各委員会で陳情書が提出されますが、その後ろには45名もの人のリストがあります。そういったリストは総務委員会だけでなく、議会とかにも閲覧させていただくようなことはできないのでしょうか。そのことによって、市民の本当に願いが、どういった人たちが、いつもよく聞くことですが、また何々が言っているとか、また何々からの陳情だというような非常に軽く見たような……。

○議長（中里純人君） 田中議員、今、おっしゃっていることは陳情5号の件ですよ。この件については継続審査となっておりますので、今の委員長報告の中には出てこないの、今の発言はやめてください。

○3番（田中和矢君） 継続審査は報告には出ないんですか。

○議長（中里純人君） 出ておりません。

○3番（田中和矢君） 少数意見も報告はないんですか。

○議長（中里純人君） 再度注意しますが、ただい

まの委員長報告に対しての質疑でございます。委員長報告の中には出てきておりません。報告に対する質疑をしてください。

○3番（田中和矢君） じゃあ、私がお聞きしたのは陳情第5号のことだと。

○議長（中里純人君） ですから5号については報告はされております。

○3番（田中和矢君） そうですか。わかりました。

○議長（中里純人君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

これより、討論・採決に入りますが、予算議案第3号については、3常任委員長の報告に対する質疑を終結するまで保留しますので、御了承願います。

まず、議案第59号いちき串木野市基本構想の議会の議決に関する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号いちき串木野市議会議員及びいちき串木野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号いちき串木野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号いちき串木野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、福田道代議員の発言を許します。

〔2番福田道代君登壇〕

○2番（福田道代君） おはようございます。

私は、日本共産党を代表し、議案第62号に反対し、討論を行います。

この議案は、赤ちゃんからお年寄り、在日外国人まで、日本に住民登録をしている人全員に12桁の番号を割り振りし、その個人の情報を管理するマイナンバー共通番号制度を、本市の51項目の行政手続に利用するために条例の一部を改正するものです。

マイナンバー制度は、昨年10月から全ての住民に対して個人番号を通知する郵送が始まりましたが、本市の住民に届けられた数は79%、このマイナンバーに係る今後の経費も含めて約1,000万円を超えるとのこと。

今年1月から全国的に税や社会保障の行政手続、勤務地への告知など一部で利用が始まっています。マイナンバーは今年の1月に本格的運用が始まっているわけですが、希望する人には個人番号と個人番号カードが発行されますが、番号を記載したカードを希望者に発行するシステム障害や不都合が相次ぐなど、矛盾と混迷が続いております。

安倍内閣が24日に閣議決定した今年度第二次補正予算の中で、障害を起こしたカード発行システムの

改修、補強、カードの利用促進のためにさらに150億円以上を計上いたしました。既に数千億円が投じられたシステムが本格運用した途端に不調になったことは、構造的な欠陥すら疑われる問題だとマスコミも報じています。

マイナンバー制度は、国民の税と社会保障の情報を国が掌握し、徴税強化や社会保障給付の抑制の手段に使うことが導入の狙いです。マイナンバー制度は国民にとってほとんどメリットがありません。一方、行政サイドにとっては、他人の収入、所得にかかわる情報が単一の番号で結ばれ、それに預貯金などの情報が加わることで、一人ひとりの所得と資産の実態を手のひらに乗せることが可能となります。また、国民の行動や思想を監視する手段にされかねないことへの不安と警戒の声も上がっています。問題だらけで危険なマイナンバーの仕組みを徹底検証し、制度の凍結や中止、廃止を含めた見直しをすることが今、必要ではないかと思えます。

よって、この議案は反対し、私の討論といたします。議員の皆様方の御賛同をよろしく願いをいたします。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） ほかに討論なしと認め、起立採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中里純人君） 着席ください。

起立多数であります。

したがって、本案は可決されました。

次に、陳情第3号熊本地震を教訓とし、川内原発の定期検査入りの前倒しと避難計画の見直しを求める陳情について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、原案についてお諮りします。

本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中里純人君） お座りください。

起立少数であります。

したがって、本件は不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第4号三反園新知事に対し、前知事に提出している3件の意見書の尊重を求める陳情について、田中和矢議員の発言を許します。

[3番田中和矢君登壇]

○3番（田中和矢君） 陳情第4号に賛成ということで討論させていただきます。

前の県知事、伊藤知事から三反園新知事にかわりまして、その新しくなられた三反園新知事に対し、いちき串木野市に前、意見書として採択していただいて伊藤知事に出してあるものを、さらにもう1回意見書の尊重を求める趣旨でこの陳情が出されているわけですが、やはり行政は継続しなければいけない、例えば市長がかわっても行政としてはしっかりと継続していくべきだという理屈はよくわかりますし、そのとおりでと思いますが、この川内原発のことに關しましては、前の伊藤知事と今回県民が選んだ三反園知事とは考え方もスタンスも全く違う。全くというか、かなり違っていると思います。スタンスも違うし、現在三反園知事は懸命にいろいろな行動をなさっております。

知事がかわった以上は、我々いちき串木野市議会として、20キロ圏内の隣接市として、議会として、三反園知事に新たにもう一度念押しの意味も込めて、また、先ほど総務委員長の報告にもありましたが、重要な意見として取り扱う必要があると一定の評価をしながらも、結果は採択しない、不採択ということになっております。これでは、いちき串木野市議会の、川内原発1、2号機の稼働についての本当に強い安全性とかいろいろな問題に危惧を抱いている、不安を抱いているという強い気持ちが、現知事に対してもひしひしと伝わっていかないと思います。

先ほどの委員長報告にも知事がかわっても意見書の効力はなくなるとは考えられないということとし

たが、やはりここは改めて私たちいちき串木野市の住民の意向をしっかりと新知事、三反園知事に対してアピールし、意見をしっかりと述べるべきだと思いますので、そういった意味からもぜひ皆さんの賛成をいただけるようお願いいたします。よろしくお祈りします。

○議長（中里純人君） 次に、福田道代議員の発言を許します。

[2番福田道代君登壇]

○2番（福田道代君） 私は日本共産党を代表して、陳情第4号三反園新知事に対し前知事に提出している3件の意見書の尊重を求める陳情に賛成し、討論を行います。

2014年には市民の命を守る避難計画がない中での川内原発の再稼働に反対する緊急署名が、本市の人口の過半数を超える1万5,671筆を市議会と市長に提出をしております。

議会で全会一致で採択された市民の命を守る実効力のある避難計画の確立を求める意見書は、平成26年4月30日付で伊藤知事に提出されました。その後、平成27年9月30日付で原発再稼働に、地元と位置づけ、地元自治体の意見を十分に尊重し、同意を得られることを求める意見書、平成27年9月29日付で原子力防災における避難計画弱者救済の拡充を求める意見書など3件の意見書を提出しております。

今年4月14日から発生しました一連の熊本地震は国内で初めて震度7を2回も記録し、熊本地震以降人体に感じる地震は熊本では2,000回を超え、川内原発に対する市民の不安はますます広がっております。先日の益城町での震度5弱の余震や、思いがけない奄美大島知名町での震度5弱の地震に、改めて自然災害の恐ろしさを本市の市民の多くは実感しております。

8月19日、知事に就任された三反園新知事の、県民の不安を取り除こうという定期点検の前倒しや原発の毎日の重大事故における現行の避難計画の見直しに対し、原発から5.4キロから23キロ圏内にすっぽりと入る原発の風下で生活をしている本市の市民の声と、そして思いをきちんと伝えていくためにも、改めて意見書の提出は重要だと考えております。

原発で一旦過酷事故が起これば広い範囲にわたって住民が中長期的に大きな影響を受けます。そのことは、東京電力福島第一原発事故でも明らかではありませんか。県と九電が安全を最優先に対策を強化するためにも、改めて意見書を三反園知事に提出することが必要だと思います。

よってこの陳情に賛同し、私の賛成討論といたします。議員の皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） ほかに討論なしと認め、起立採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、原案についてお諮りします。

本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中里純人君） お座りください。

起立少数であります。

したがって、本件は不採択とすることに決定しました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

〔教育民生委員長東 育代君登壇〕

○教育民生委員長（東 育代君） おはようございます。

私ども教育民生委員会に付託されました案件は、単行議案2件、予算議案5件の計7件であります。

去る9月14日に委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。なお、審査に先立ち付託案件に関する現地調査を実施したところであります。

まず、議案第63号いちき串木野市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、条文を整備しようとするものであります。

説明によりますと、今回の改正は条文整備のみで、改正されたことによる影響額はないとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号いちき串木野市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、子ども・子育て支援法施行令の一部改正を踏まえ、多子世帯等の負担軽減を図るため、いちき串木野市立幼稚園の利用者負担額を改正しようとするものであります。

説明によりますと、これまで保育料の基準となる第一子、第二子の数え方には上限が小学校3年生までという年齢制限がありましたが、改正により年収約360万円以下の世帯を対象として年齢制限を撤廃するとのことで、あわせてひとり親等世帯の負担軽減措置についても年収約360万円以下の世帯を対象に保育料の軽減措置が拡大されるとのことであります。

今回の改正に伴い、保育料が減額となる園児数は、旭幼稚園及び市来幼稚園合わせて94人中16人、世帯では82世帯中14世帯になるとのことで、財政的な影響額としましては年間58万3,200円の収入減が見込まれ、平成28年4月以降の保育料から適用されるとのことであります。

なお、改正による収入減については地方交付税により補填がなされるとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第3号平成28年度いちき串木野市一般会計補正予算（第3号）中委員会付託分についてであります。

今回の補正では、各款にわたり平成27年度給与改定及び平成28年度人事異動等に係る給与費等の調整を行っております。

まず、歳入であります。

13款国庫支出金は、民生費国庫負担金で児童発達支援事業費4,691万9,000円と民生費国庫補助金で保育所等整備交付金664万2,000円が主なるものであります。

14款県支出金は、民生費県負担金で児童発達支援事業費2,345万7,000円が主なるものであります。

次に、歳出であります。

3款民生費の1項1目社会福祉総務費の国庫支出金返還金584万1,000円は、平成27年度臨時福祉給付金給付事業費及び生活困窮者自立相談支援事業費の精算に伴う国庫支出金返還金であります。

審査の中で、給付金を申請しなかった人はどのくらいいるのかと質したところ、当初予算で6,800人を見込み予算計上したが、最終的に申請者を6,235人と見込み、そのうち6,021人が申請し、給付を受けている。今回の給付金申請に当たっては、郵送により申請の案内をし、宛て先不明の方については、あらゆる情報を取り入れて、本人または家族の方などへ申請書を送付したり、広報紙での呼びかけも行ってきたが、最終的に約200人の方から申請等がなかったとの答弁であります。

1項3目老人福祉費は、地域介護基盤整備事業補助金850万円の減額で、実施事業者の事業取り下げ申請に伴う補助金の減額であります。

審査の中で、事業取り下げ申請の理由について質したところ、空き家を活用したサテライト型の小規模多機能型居宅介護事業所の開設に向けて計画されていたが、事業主である医療法人親貴会えんでん内科から、当初予定していた建物が諸事情により使用できなくなったとの理由により、取り下げ申請がなされたとの答弁であります。

同じく民生費の2項2目児童運営費は、児童扶養手当給付費の追加で、児童扶養手当月額改定及び受給者増に伴うものであります。

説明によりますと、今回の月額改正により460万円、受給者数増加により288万5,000円、合計で748万5,000円の扶助費の増を見込んでおり、支給対象者数は当初見込みより18人増加の354人を見込んでいるとのことであります。

社会福祉施設整備事業補助金は、太陽保育園園舎の大規模改修に対する補助金996万3,600円の計上であります。

児童発達支援事業費は、児童発達支援給付費及び放課後等デイサービス給付費が主なもので、大幅な利用者増の見込みによる扶助費9,514万円の追加であります。

次に、4款衛生費の1項、5目環境衛生費は、危険廃屋解体撤去工事補助金900万円の追加で補助見込みを、30件増の年間50件を見込んでいるとのことであります。

10款教育費は5項社会教育費で、アクアホール維持補修費170万円の追加で、火災報知器の取替え費用であります。

審査の中で委員から、今回火災報知機が72個と大量に故障していたことに触れ、アクアホールはイベント時には1,000人近く入る施設であることから、今後の定期点検のあり方や取替修繕に当たっての機種選定等について、しっかりとした対応を求める意見が述べられたのであります。

予算議案第3号中委員会付託分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、国特予算議案第3号平成28年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億619万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億8,854万7,000円とするものであります。

補正の主な内容としましては、歳出において6款介護納付金で社会保険診療報酬支払基金が算定した介護保険第2号被保険者に係る納付金の減額、7款共同事業拠出金の保険財政共同安定化事業拠出金の追加、11款諸支出金で国庫支出金返還金の追加が主なのであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、介特予算議案第2号平成28年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,627万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億6,643万1,000円とするものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、療特予算議案第2号平成28年度いちき串木

野市療育事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,095万2,000円とするもので、平成27年度給与改定及び平成28年度決算見込みによる給与費等の調整を行うものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、後特予算議案第2号平成28年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ402万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,520万7,000円とするものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で教育民生委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（中里純人君） これから教育民生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

これより、討論・採決に入ります。

まず、議案第63号いちき串木野市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号いちき串木野市立幼稚園保育料

徴収条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、国特予算議案第3号平成28年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議がありますので、起立採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中里純人君） お座りください。

起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、介特予算議案第2号平成28年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、療特予算議案第2号平成28年度いちき串木
野市療育事業特別会計補正予算（第1号）について、
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決しま
す。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、後特予算議案第2号平成28年度いちき串木
野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に
ついて、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決しま
す。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議
ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議がありますので、起立
採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成
の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中里純人君） お座りください。

起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

〔産業建設委員長宇都耕平君登壇〕

○産業建設委員長（宇都耕平君） こんにちは。

私ども産業建設委員会に付託されました案件は単
行議案3件、予算議案6件の計9件であります。

去る9月15日に委員会を開催し、審査が終了しま
したので、その審査の経過の概要と結果について御
報告申し上げます。なお、審査に先立ち付託案件に
関する現地調査を実施したところであります。

まず、議案第58号専決処分の承認を求めることに
ついてであります。

本案は、一般会計において、6月下旬の梅雨前線
豪雨により被災した農林業施設の災害復旧に係る予
算措置に急を要したため専決処分されたものであり
ます。

説明によりますと、外戸荒平地区のため池上方の
土砂崩れ箇所付近にある人家が崩落のおそれがある
こと、また、林道舟川野下線が福ヶ野集落の中心的
な生活道路でもあり、早期対応策が望まれたことか
ら復旧をできるだけ早期に実施するため、専決処分
したとのことであります。

審査の中で復旧工事の進捗率について質したとこ
ろ、外戸荒平地区のため池は約25%、林道舟川野下
線は国からの事業決定がおり次第、早急に工事にか
かるとの答弁であります。委員の中から、一日でも
早い復旧が望まれることから、速やかな対応を求め
る旨の意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で承認すべきものと決しました。

次に、議案第65号財産の無償譲渡についてであり
ます。

本案は、国民宿舎串木野さのさ荘を宿泊及びこれ
に付随するサービスを提供する施設として、福岡市
赤坂1丁目10番23号グレースイン赤坂8階、株式会
社ホテル旅館マネジメント代表取締役、松本憲司に
無償譲渡することについて、地方自治法の規定によ
り議会の議決を求められたものであります。

審査の中で、譲渡物件の指定期間10年間を過ぎた
時点での対応について質したところ、10年経過後に
継続して使用する場合は無償譲渡しているため、市
と株式会社ホテル旅館マネジメントで協議すること
になる。なお、土地については10年間の貸し付けと
していることから、期間満了時に再契約する必要が
あるとの答弁であります。

また、指定期間内に譲渡物件の運営を行うことが
困難で契約解除の申し出があれば、市としてどのよ
うに対処する考えかと質したところ、株式会社ホテ
ル旅館マネジメントはグループ全体でそれなりの経
営基盤を持っているため、さのさ荘だけの運営状況
で契約解除の申し出があるとは考えていない、また、

申し出に対する承認については市に裁量があると考えており、自動的に承認することはないとの答弁であります。

また、国民宿舎等活用促進事業補助金を活用したレストランや大浴場の改修は大きな集客力につながる部分であるため、早急に改修計画を示すべきではないかと質したところ、現在建物と温泉の改修計画について検討中であり、今後建物改修に優先順位を定め、4月のリニューアルオープンを目指し、計画を進めているとの答弁であります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号財産の無償貸付についてであります。

本案は、国民宿舎串木野さのさ荘の敷地を宿泊及びこれに付随するサービスを提供する施設の用地として、株式会社ホテル旅館マネジメント代表取締役、松本憲司に無償貸し付けすることについて、地方自治法の規定により議会の議決を求められたものであります。

説明によりますと、この土地はホテル及び旅館施設の用地として使用しなければならず、貸付期間は平成28年10月1日から平成38年9月30日までとし、以後は市と株式会社ホテル旅館マネジメントが協議し、再契約等をする必要があるとのことであります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第3号平成28年度いちき串木野市一般会計補正予算（第3号）中委員会付託分についてであります。

今回の補正では、各款にわたり平成27年度給与改定及び平成28年度人事異動等に係る給与費等の調整を行っております。

まず、歳入であります。

13款国庫支出金は、災害復旧費国庫負担金で、道路河川等災害復旧費1,334万円が主なものであります。

14款県支出金は、災害復旧費県負担金で農業施設災害復旧費など1,360万円が主なものであります。

次に、歳出であります。

4款衛生費1項7目簡易水道事業費は、給与費等の減に伴う簡易水道事業特別会計繰出金の減額であ

ります。

次に、6款農林水産業費1項2目農業総務費は、市来ダム管理設備用の無停電電源装置交換等の維持補修費190万円の追加であります。

7目農業施設維持費は、農道が通学路となっている箇所への蓋板設置等に係る農業施設維持補修費660万円の追加であります。

8目小規模土地改良事業費は、農道新設改良工事等に係る補助金478万2,000円の追加であります。

9目土地改良事業費は、老朽化が進んでいる川南排水機場の適切な維持管理のため、長寿命化の実施計画策定に伴う委託料130万円の計上及び川南地区の県営ほ場整備事業に係る補助対象外工事費450万円の追加であります。

2項2目林業振興費は、小水林間広場維持補修費50万円の追加、3目市有林管理費は、照島保安林等の維持補修に係る市有林管理費170万円の追加であります。

委員の中から、小水林間広場の木製遊具に対して、子供が安心して利用できるよう改善に努めてほしい旨の意見が述べられたのであります。

4目林道費は、林道舟川野下線の落石防護柵の設置に伴う県費単独補助林道事業費350万円の計上であります。

3項5目漁業集落排水事業費は、排水管新設工事等に伴う戸崎地区漁業集落排水事業特別会計への繰出金の追加であります。

次に、7款商工費1項3目観光費は、熊本地震の影響により観光客が減少傾向となっていることから、県外宿泊客への物産館等の利用商品券配布や修学旅行生への観光施設の使用料等免除に対する補助を行い、本市への誘客促進や物産館観光施設への利用増を図るための事業費190万円の計上及び10月に無償譲渡予定の株式会社ホテル旅館マネジメントが行うさのさ荘修繕等や温泉確保等に要する経費に対する補助金7,000万円の計上が主なるものであります。

説明によりますと、熊本地震による本市への観光見込み客の影響として、平成28年4月から6月までの3カ月間で国民宿舎のキャンセル数と物産館等の利用客の前年度同月と比較したとき、合わせて約2

万2,000人減少しているとのことであります。

委員の中から、本市の宿泊施設等の直接的な恩恵が見えてくるには、国の復興支援プラス市独自の事業を継続していくべきである旨の意見が述べられたのであります。また、国民宿舎等活用促進事業補助金7,000万円の支出方法について質したところ、現時点では実績に応じた補助金を支出することとしているとの答弁であります。

次に、8款土木費2項1目道路維持費は、市道の補修に係る修繕料や原材料費など維持補修費3,700万円の追加及び上名芹ヶ野線ほか5路線に係る工事費3,500万円の追加が主なるものであります。

審査の中で、道路修繕等を行うに当たっての判断基準について質したところ、避難道路や交通事故多発地点、また病院、学校等の市民生活に密着している道路等を考慮し、修繕、補修等を行っているとの答弁であります。

また、委員の中から橋梁長寿命化について、本市が管理する160橋の橋梁の計画的な維持管理を行い、約66%のコスト縮減が達成できるよう、効率的に長寿命化の工事を進めてほしい旨の意見が述べられたのであります。

2目道路新設改良費は、岩下1号線ほか14路線に係る工事費、用地費など6,713万7,000円の追加が主なものであります。3目交通安全施設事業費は交通安全対策として、市道7路線のセンターライン等の白線復旧に係る維持補修費175万円の追加であります。

3項1目河川維持費は、野元地区のオコン川右岸の護岸改修に伴う事業費1,050万円の計上が主なるものであります。

5項1目都市計画総務費は、春日町の住宅造成に係る常時浸水危険住宅移転等事業補助金147万円の計上であります。

2目土地計画整理事業費は、麓地区区画整理事業の進捗を図るため、用地交渉経費及び工事費1億5,452万円の追加であります。

審査の中で、事業期間が延長され、平成34年度完成となる予定だが、できるだけ早期完成に向けて作業できないかと質したところ、国庫補助金枠が縮小

されている等の要因が事業進捗に支障を来している。現在、平成34年度完成に向け、県と協議を行っている状況であるとの答弁であります。

5目公園事業費は、御倉山公園流川のつり橋ほか3公園の修繕等に伴う事業費200万円の追加及び市来湊町権現下公園ほか1公園のトイレ新設等に伴う設計委託料220万円の計上であります。

説明によりますと、御倉山公園のつり橋修繕は、本浦地区まちづくり協議会や利用者の方と協議して修繕する方向を決めてまいりたいとのことであります。

委員の中から、同公園のつり橋は当初ウオーキングトレイルの中に設置された橋であり、あわせてアスレチック的な要素を持つ公園遊具の一つとして利用されてきたことから、設置目的を考慮し、既存のつり橋を修繕する方向で進めていただきたい旨の意見が述べられたのであります。

6項1目住宅管理費は、市営住宅の維持補修費400万円の追加及び当初予算を上回る申し込み件数が見込まれることによる住宅リフォーム事業補助金2,250万円の追加、2目住宅建設費は、地域振興住宅を荒川地区に整備するための造成経費970万円の計上であります。

説明によりますと、荒川地区地域振興住宅の建設地については、荒川地区まちづくり協議会と十分協議をしてきた。また、現在平屋で使用しやすい住宅を提供する計画であるが、今後2階建て等の要望があれば検討していくとのことであります。

次に、11款災害復旧費1項1目農業施設災害復旧費及び2目林業施設災害復旧費、2項1目道路河川等災害復旧費は、いずれも6月下旬の梅雨前線豪雨により被災した農林業施設及び道路河川等の復旧を行うための災害復旧費の追加であります。

予算議案第3号中委員会付託分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、簡水特予算議案第2号平成28年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、平成27年度給与改定及び平成28年度人事異動等に係る給与費等を減額するものであり

ます。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、公下水特予算議案第2号平成28年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、平成27年度給与改定及び平成28年度人事異動等に係る給与費等を減額するものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、漁集排特予算議案第2号平成28年度いちき串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、漁業集落排水区域内に8戸の住宅が建築されることに伴う下水道本管及び取付管の設置に係る工事費等260万円の計上であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、国宿特予算議案第3号平成28年度いちき串木野市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、歳出において吹上浜荘の消防用設備の避難器具及び誘導灯の取り替え補修に係る修繕等の追加、及び市来ふれあい温泉センターの地下水くみ上げ用ポンプの取り替えに係る修繕料等の追加であります。委員の中から、地下水くみ上げ部分では温泉施設の重要部分であるため、ポンプの取りかえと同時にモーターも交換できないか検討してほしいとの意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、水道予算議案第2号平成28年度いちき串木野市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。今回の補正は、収益的支出において平成28年度給与改定及び平成28年度人事異動等に伴い増額するものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で産業建設委員会に付託されました案件につ

いて審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（中里純人君） これから産業建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

これより、討論・採決に入ります。

まず、議案第58号先決処分の承認を求めることについて、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認されました。

次に、議案第65号財産の無償譲渡について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第66号財産の無償貸付について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、簡水特予算議案第2号平成28年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、公下水特予算議案第2号平成28年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、漁集排特予算議案第2号平成28年度いちき串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、国宿特予算議案第3号平成28年度いちき串木野市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、水道予算議案第2号平成28年度いちき串木野市水道事業会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから保留いたしておりました予算議案第3号について討論・採決に入ります。

予算議案第3号平成28年度いちき串木野市一般会計補正予算（第3号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する3常任委員長の報告は、いずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第22 議案第79号

○議長（中里純人君） 次に、日程第22、議案第79号いちき串木野市教育委員会委員の任命についてを

議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 本日新たに提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第79号いちき串木野市教育委員会委員の任命についてであります。

本市の教育委員会委員に徳重涼子氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

徳重涼子氏の履歴概要は別紙のとおりでありまして、人格識見ともにすぐれ、適任と認め、任命しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、同意していただきますようお願いを申し上げます。

○議長（中里純人君） これから質疑に入ります。

議案第79号いちき串木野市教育委員会委員の任命について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっている議案第79号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号については委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論・採決に入ります。

議案第79号いちき串木野市教育委員会委員の任命について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案の採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場の閉鎖]

○議長（中里純人君） ただいまの出席議員は17人です。

投票用紙を配付させます。

[投票用紙配付]

○議長（中里純人君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

[投票箱確認]

○議長（中里純人君） 異常なしと認めます。

念のために申し上げます。

本案に賛成の議員は賛成と、反対の議員は反対と記載してください。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

記載所を設けてありますので、点呼に応じて投票用紙に記載し、順次投票願います。

点呼を命じます。

[局長補佐氏名を点呼・各議員投票]

1番 松崎幹夫議員

2番 福田道代議員

3番 田中和矢議員

4番 平石耕二議員

5番 西中間義徳議員

6番 中村敏彦議員

7番 大六野一美議員

8番 楮山四夫議員

9番 西別府治議員

10番 濱田尚議員

11番 東育代議員

12番 竹之内勉議員

13番 寺師和男議員

14番 下迫田良信議員

15番 原口政敏議員

16番 宇都耕平議員

17番 福田清宏議員

○議長（中里純人君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（中里純人君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に下
迫田良信議員、原口政敏議員を指名します。

両議員の立ち会いをお願いします。

[開票・点検]

○議長（中里純人君） 投票総数17票。

これは先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち賛成15票、反対2票です。

以上のとおり賛成多数であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

△日程第23 閉会中の継続審査について

○議長（中里純人君） 次に、日程第23、閉会中の
継続審査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続審
査の申し出があります。

お諮りします。

申し出のとおり、閉会中の継続審査に付すること
に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり、閉会中の継続審査
に付することに決定しました。

△日程第24 閉会中の継続調査について

○議長（中里純人君） 次に、日程第24、閉会中の
継続調査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続調
査の申し出があります。

お諮りします。

申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり、閉会中の継続調査
に付することに決定しました。

△日程第25 議員派遣について

○議長（中里純人君） 次に、日程第25、議員派遣
についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付したとおり議員派遣することに御異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

△市長挨拶

○議長（中里純人君） この際、市長から発言の申
し出がありますので、これを許可します。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 提案いたしました全ての議
案につきまして、慎重に御審議の上、議決していた
だき、まことにありがとうございました。

執行に当たりましては、議決の趣旨、御意見等を
尊重して対処してまいる所存であります。皆様方の
御指導をよろしくお願いを申し上げまして、挨拶と
いたします。

△閉 会

○議長（中里純人君） これで、平成28年第3回い
ちき串木野市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時33分

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1、件名 陳情第1号 鹿児島県知事に対し、九州電力に川内原発の免震重要棟の早期建設を求めるよう要請する意見書の採択を求める陳情
陳情第2号 九州電力に対し、川内原発の免震重要棟の早期建設を求める意見書の採択を求める陳情
陳情第5号 原子力災害に備えて、市民の甲状腺被ばくを低減化する安定ヨウ素剤の事前配布を求める陳情
- 2、理由 さらに十分審査のため

平成28年9月28日

総務委員会
委員長 濱田 尚

いちき串木野市議会
議長 中里 純人 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 人口減少対策について
 2. 企業誘致について
 3. エネルギー問題と防災対策（原発を含む）について
 4. 行財政改革について

平成28年9月28日

総務委員会
委員長 濱田 尚

いちき串木野市議会
議長 中里 純人 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 環境問題について
 2. 教育問題について
 3. 健康問題について
 4. 福祉問題について
 5. 医療費抑制について

平成28年9月28日

教育民生委員会

委員長 東 育 代

いちき串木野市議会

議長 中 里 純 人 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 農林水産業の振興策について
 2. 商工・観光・交通運輸について
 3. 公共事業（社会資本整備）について

平成28年9月28日

産業建設委員会

委員長 宇 都 耕 平

いちき串木野市議会

議長 中 里 純 人 様

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1. 議員研修会

- (1) 派遣目的 議員の政策形成等の能力向上に資するため
- (2) 派遣場所 市内（いちき串木野市役所串木野庁舎）
- (3) 派遣期間 平成28年11月17日
- (4) 派遣議員 全議員

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

いちき串木野市議会議長

いちき串木野市議会議員

いちき串木野市議会議員